

平成30年8月2日

総務省「電波有効利用成長戦略懇談会」報告書（案）に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、総務省「電波有効利用成長戦略懇談会」報告書案について以下の意見を表明する。

本懇談会が電波利用の将来像について、日本が2030年代に急速な人口減少と高齢化に直面することを踏まえ、社会の持続可能性を向上させつつ、経済成長のエンジンの役割を担うべきだとする意見集約を行ったことは適切である。5Gやそれに続くシステムの開発と活用により、より安全で利便性の高い社会環境を創出しなければならない。

当委員会は本年2月、本懇談会に対し「電波の経済的価値を過度に重視した割り当て手法を採れば、憲法が保障し、放送や通信を通じて国民が享受している『国民の知る権利』に影響が出る懸念がある」と意見を表明した。報告書案は割り当て手法について「経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにする」と明記したうえで、国民・視聴者の負担増につながりかねない電波オークションと二次取引の導入を事実上見送った。これは本懇談会で放送・通信事業者および有識者が表明した懸念を正しく反映した判断でもあり、妥当である。

他方、報告書案にはいくつかの懸念もある。たとえば放送事業者に割り当てられた周波数帯について、他事業者との共用を前提に使用状況の検証を行うとしている点だ。放送事業者の多くは放送用帯域とは別に事業用無線（FPU）を使用しているが、FPUは地震や大雨などの緊急時に取材先と放送局をつなぐ命綱であり、平時の使用頻度をもって有効利用されているか否かを判断することは適当ではない。有効利用度の測定にあたっては、数値だけでなく、幅広い観点から国民・視聴者の利益にかなうか否かを基準とするべきだ。

報告書案は電波利用料について、これまで放送のみに適用されていた減免措置「電波利用の普及にかかわる責務等にかかわる特性係数（1/2）」を携帯電話にも適用することとした。実現すれば放送事業者の納付額は増える可能性がある。総務省は、放送法の趣旨である「多元性・多様性・地域性」を踏まえ、事業者の規模に配慮することが必要だ。他方報告書案は、将来的な電波利用料の総額について「相応の規模となる」との表現にとどめた。総務省は、電波利用料の用途を電波の有効利用に資する範囲に、より限定し、野放図な規模拡大を避けるべきだ。

総務省が電波の経済的価値を過度に重視した政策に転換すれば、電波の有効利用を追求してきた本懇談会の本旨にもとる結果を招来するおそれもある。総務省には報告書案が内包する問題点を慎重に検証したうえで、具体的な制度設計を進めることを要望する。

以上